



「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定と「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」の決定

防災課

1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定

(1) 推進地域指定の経緯

平成17年9月1日に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）、同法施行令及び同法施行規則が施行となり、平成17年9月27日、内閣総理大臣から中央防災会議に対して「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）」の指定についての諮問がなされました。

以後、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）」において、推進地域の指定基準及び推進地域の妥当性について検討されることとなりました。推進地域の指定基準のうち津波に関する基準については、インド洋大津波における津波漂流物による被害の甚大さを踏まえ、「大津波（3 m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2 m（漂流物が多いと見込まれる地域については1.2m）以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域」とされました。推進地域の妥当性については、上記の津波に関する基準に該当する地域又は「震度6弱以上となる地域」に該当する市町村のほか、「市町村連携等、各地域においてとられている防災体制を反映した地域」「過去に発生した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で実際に大きな被害を受けた地域」の観点から、検討が重ねられました。これらの検討結果を踏まえ、平成18年2月17日に中央防災会議から内閣総理大臣に答申がなされ、20日に内閣総理大臣が5道県130市町村の推進地域を決定し、公示しました。（図1、表参照）

(2) 今後の取り組み

推進地域の指定を受け、中央防災会議は、国の日本海

溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の基本方針となる「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を作成します。推進地域の指定を受けた都道府県及び市町村は、基本計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や津波からの防護及び円滑な避難などに関する事項等を内容とする「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）」を作成することとなります。また、推進地域内において地震防災上の措置を講じる必要があると認められる重要な施設又は事業を管理し、又は運営する者のうち基本計画で定める者は、津波からの円滑な避難に関する事項等を内容と

図1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
（中央防災会議資料）



表 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域指定市町村一覧
(中央防災会議資料に加筆)

北海道 (46)	函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、勇払郡厚真町、同郡鶴川町、同郡穂別町、沙流郡日高町、同郡門別町、新冠郡新冠町、静内郡静内町、三石郡三石町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、河東郡音更町、同郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、上川郡新得町、同郡清水町、河西郡芽室町、同郡中札内村、同郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、中川郡幕別町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡足寄町、同郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、同郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町
青森県 (17)	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡百石町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡下田町、同郡六ヶ所村、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町
岩手県 (14)	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、東磐井郡藤沢町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町
宮城県(全域) (43)	仙台市、石巻市、塩竈市、古川市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城県松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡富谷町、同郡大衡村、加美郡色麻町、同郡加美町、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡涌谷町、同郡田尻町、同郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡本吉町、同郡唐桑町、同郡南三陸町
福島県 (10)	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

する「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画(以下「対策計画」という。))」を推進地域の指定から6カ月以内に作成することとなり、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に向けた積極的な取り組みが求められることとなります。

消防庁では、推進計画の作成や対策計画の作成指導など、日本海溝特措法に基づく地方公共団体の取り組みが円滑に実施されるよう、必要な情報提供や助言を行うなど、積極的に支援を行っていきます。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱の決定

(1) 大綱決定の経緯

平成15年7月の中央防災会議で、日本海溝・千島海溝周辺で発生する海溝型地震の防災対策を検討するため、専門調査会の設置が決定されました。専門調査会では、平成15年10月の第1回会合以降、検討対象とすべき地震

や津波を整理するとともに、地震の揺れや津波の高さの分布、それらに基づく被害想定及び地震防災対策について検討が重ねられました。検討の結果、平成18年1月に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策のあり方全般について、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」がとりまとめられ、その中で、対策の実施主体を明確にし、効果的な対策を戦略的に実施するため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策に関する大綱」策定の必要性が指摘されました。この専門調査会の報告を踏まえ、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱(以下「大綱」という。))」が平成18年2月に中央防災会議で決定されました。

(2) 大綱のポイント

大綱のポイントとして、①津波防災対策の推進、②揺れに強いまちづくりの推進、③積雪・寒冷地域特有の問題への対応の3項目があげられます。(図2参照)



- ①津波防災対策の推進
 - 迅速・的確な津波避難体制の整備
 - ・住民の意識啓発と訓練の実施、迅速かつ的確な津波情報等の提供
 - ・避難地、避難路の確保 等
 - 沿岸地域の孤立危険性への対応
 - ・孤立可能性のある地域の把握
 - ・外部との通信の確保
 - ・物資供給や救助活動の体制整備 等
 - 漂流物による災害等の二次災害の防止
 - ・船舶係留の徹底
 - ・養殖筏の係留強化
 - ・漂流物防止柵の設置 等
 - 広域的な津波防災対策
 - ・広域的な応急活動体制の強化
 - ・広域連携による避難者支援体制の強化
- ②揺れに強いまちづくりの推進
 - ・建築物の耐震化
 - ・火災対策
 - ・家具等の固定、ガラスの飛散防止対策
 - ・宅地造成地の安全確保対策
 - ・土砂災害対策
 - ・ライフライン・交通インフラの確保 等

- ③積雪・寒冷地域特有の問題への対応
 - ・冬季の道路交通の確保
 - ・積雪加重を踏まえた応急危険度判定の体制整備
 - ・救助・救出体制の強化及び技術の高度化
 - ・避難所における暖房設備の整備、暖房用燃料の備蓄強化 等

以上のようにハード・ソフトが一体となった対策を効果的かつ戦略的に推進していく必要性を大綱では謳っています。特に、津波からの避難意識の向上により、死者数は8分の1程度まで減少させることができると推測され、住民の意識啓発が急務とされています。

(3) 今後の対応

大綱は、基本計画に規定される内容も含め、推進地域内外において予防段階から発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化したマスタープランともいえるべきものです。大綱に基づき、推進地域に指定された地方公共団体はもとより、推進地域以外の地方公共団体においても地震防災対策を推進することが望まれます。

消防庁としても、防災施設の整備や自主防災組織の育成など、大綱に掲げる津波防災体制の確立や地域の防災力の向上を図るため、積極的に情報提供、助言を行うなど、地方公共団体の地震防災対策への取り組みを支援していきます。

図2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱のポイント

